

インターネット上の放射性同位元素の無届販売について

平成 29 年 9 月 20 日

原子力規制庁

平成 29 年 3 月以降、インターネット上で、海外で製造された製品に下限数量を上回る放射性同位元素を無届けで販売する案件が相次いで 2 件発覚したため、販売停止と製品の回収について、業者への指導を行った。

この度、業者の対応等について報告するとともに、再発を防止する観点から、同様の業者に対して、原子力規制庁から通知を発出することとする。

1. 事案の概要

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく販売の業（以下「販売の業」という。）の届出をせず、下限数量を超える放射性同位元素を業として販売する行為は、同項の規定に違反する。

2 つの案件とも、業者は、製品に下限数量（トリチウム：1 ギガベクレル）を超える放射性同位元素が含まれていることを認識しておらず、販売の業の届出を行わずに、インターネット上で製品の販売を行っていた。原子力規制庁は、業者に対して製品の販売を停止するとともに、既に購入者に販売した製品の回収、海外の製造元への返却及び再発防止等の措置を取るよう要請を行った。この要請を受けて、業者からは製品の回収状況とともに、販売を停止し再発防止のための措置を取ったことについて報告を受けた。

案件 1 タカテック有限会社及びアマゾンジャパン合同会社における放射性同位元素の無届販売

(1) 製品

キーホルダー「メックアーミー・トリチウムグローバー TR 25」（以下この案件において「製品」という。）。ガスとして密封された下限数量を超える放射

性同位元素（トリチウム：10.9ギガベクレル）を含む。



図1 キーホルダー「メックアーミー・トリチウムグローバーTR25」

(2) 製品の状況

製品15個を8名に販売。1個について誤って廃棄があった。

保有個数(個)	顧客数(名)	製品の状況
5	1	製品回収済(6個、2名)
1	1	
4	1	回収のための連絡を続けている(8個、5名)
1	4	
1	1	誤って廃棄(1個、1名)

上記のほか、未販売の在庫としてアマゾンジャパン合同会社の倉庫に保管していた13個については回収を完了しており、放射線障害防止法の許可廃棄業者において安全に保管し、海外の製造者に返却するための準備を整えている。

(3) 再発防止の措置

アマゾンジャパン合同会社では、下記の措置をとることとした。

- ・ システムに様々なキーワードを登録することなどにより、製品及びトリチウ

ムを使用した類似製品の販売を自動的に検知し、販売を停止する仕組みを導入。

- ・ 同社が納入業者及び出品者に対して出品等を禁止する商品を示している禁止商品規約において、放射線障害防止法の規制対象となる放射性同位元素を使用した製品を明示。

(4) 製品回収の継続的取組

製品が1個誤って廃棄されたことから、当該製品を所有又は発見した者に対しては、製品が破損しないように安全な場所に保管した上で、下記の連絡先まで連絡するよう、呼びかけを実施。

- ・ アマゾンジャパン合同会社（製品の回収に関すること）
電話 0120-999-373（カスタマーサービス）
- ・ 原子力規制庁長官官房放射線規制部門（放射線障害防止法の規制に関すること）
電話 03-5114-2155（直通）

案件2 アマゾン出品者SHOP翔における放射性同位元素の無届販売

(1) 製品

トリチウムコンパス「カメンガ・トリチウムコンパス3H」（以下この案件において「製品」という。）。下限数量を超える放射性同位元素（トリチウム：4.44ギガベクレル）を含む。



図2 トリチウムコンパス「カメンガ・トリチウムコンパス3H」

(2) 製品の状況

製品1個を1名に販売したが、既に回収及び海外の製造者への返却を完了している。未販売の在庫はなし。

(3) 再発防止の措置

SHOP翔では、下記の措置をとることとした。

- ・ 違法な製品の取扱いを認めないとしているアマゾンジャパン合同会社の禁止商品規約を遵守。

2. 販売された製品の人体への影響

製品による人体への影響について、以下のとおり確認した。

① 外部被ばくについて

トリチウムから放射される放射線は透過性及びエネルギーの低いベータ線であるため容器を透過しないこと、トリチウムは製品中に密封されていることから、製品の使用に伴い製品が発する放射線が人体の内部にまで達して影響を与えることは考えにくい。

仮に、胸部に密接した状態で継続的に製品を使用したとしても、外部被ばくの影響はほとんどない。そのため、2つの案件とも、製品の使用に伴う外部被ばくによる人体への影響はほとんどないと考えられる。

② 内部被ばくについて

密封容器が破損した場合でも、気体状であるトリチウムは直ちに拡散することになるが、仮に案件1の製品の使用者が同製品中のトリチウムガスを全量吸入摂取したとしても、実効線量係数（トリチウムでは1ベクレル当たり 1.8×10^{-12} ミリシーベルト）を考慮すると、被ばく線量は0.02ミリシーベルトであり、内部被ばくによる人体への影響はほとんどないと考えられる。

案件2の製品については、塗料としてトリチウムを使用しているため、内部被ばくが起こることは考えにくい。

3. 本事案への対応及び再発防止措置について

案件1、2とも、海外で製造された製品に、下限数量を上回る放射性同位元素が含まれていることを認識せず無届けで販売する案件であったことから、業者に対し、販売の停止及び販売した製品の回収について要請を行い、各業者において対応が実施されている。

再発を防止する観点から、同様の業者として、電子商取引会社の楽天株式会社、アマゾンジャパン合同会社、ヤフー株式会社及び公益社団法人日本通信販売協会に対して、別紙のとおり通知を発出し、再発の防止を図る。

(別紙)

原規放発第〇〇〇号

平成29年9月〇日

(略)

原子力規制庁長官官房

安全規制管理官(放射線規制担当) 西田 亮三

放射性同位元素を含む製品の販売について(要請)

平素より放射線障害の防止に関する行政に御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

平成29年3月以降、インターネット上で、海外で製造された製品に、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第5号)別表第1第2欄に規定する下限数量(以下「下限数量」という。)を上回る放射性同位元素が含まれていることを認識せず無届けで販売する案件が、相次いで2件発覚しました。(詳細は別添参照)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「放射線障害防止法」という。)第4条第1項の規定に基づく販売の業の届出をせず、下限数量を超える放射性同位元素を業として販売する行為は、同項の規定に違反します。

このような無届販売案件の再発を防止するためには、放射線障害防止法に基づく規制について認識を徹底していただくとともに、下限数量を上回る放射性同位元素を含む製品が販売されることのないように措置していただくことが必要です。

(1) 楽天株式会社、アマゾンジャパン合同会社又はヤフー株式会社を宛先とする場合

貴社におかれましては、上記を踏まえ、放射性同位元素の無届販売の防止対策についてより一層の周知、啓発及び適切な措置を図っていただくよう要請いたします。

(2) 公益社団法人日本通信販売協会を宛先とする場合

貴協会におかれましては、上記を踏まえ、会員各位に対し、放射性同位元素の無届販売の防止対策についてより一層の周知、啓発及び適切な措置を図っていただくよう要請いたします。

以上

<本件問合せ先>

原子力規制庁長官官房放射線規制部門 奥

TEL: 03-5114-2155 (直通)

インターネット上の放射性同位元素の無届販売について

平成29年9月〇〇日

原子力規制庁

平成29年3月以降、インターネット上で、海外で製造された製品に下限数量を上回る放射性同位元素を無届けで販売する案件が相次いで2件発覚したため、販売停止と製品の回収について、業者への指導を行った。

1. 事案の概要

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第4条第1項の規定に基づく販売の業（以下「販売の業」という。）の届出をせず、下限数量を超える放射性同位元素を業として販売する行為は、同項の規定に違反する。

2つの案件とも、業者は、製品に下限数量（トリチウム：1ギガベクレル）を超える放射性同位元素が含まれていることを認識しておらず、販売の業の届出を行わずに、インターネット上で製品の販売を行っていた。原子力規制庁は、業者に対して製品の販売を停止するとともに、既に購入者に販売した製品の回収、海外の製造元への返却及び再発防止等の措置を取るよう要請を行った。この要請を受けて、業者からは製品の回収状況とともに、販売を停止し再発防止のための措置を取ったことについて報告を受けた。

案件1 タカテック有限会社及びアマゾンジャパン合同会社における放射性同位元素の無届販売

(1) 製品

キーホルダー「メックアーミー・トリチウムグローバーTR25」（以下この案件において「製品」という。）。ガスとして密封された下限数量を超える放射性同位元素（トリチウム：10.9ギガベクレル）を含む。



図1 キーホルダー「メックアーミー・トリチウムグローバーTR25」

(2) 製品の状況

製品15個を8名に販売。1個について誤って廃棄があった。

保有個数(個)	顧客数(名)	製品の状況
5	1	製品回収済(6個、2名)
1	1	
4	1	回収のための連絡を続けている(8個、5名)
1	4	
1	1	誤って廃棄(1個、1名)

上記のほか、未販売の在庫としてアマゾンジャパン合同会社の倉庫に保管していた13個については回収を完了しており、放射線障害防止法の許可廃棄業者において安全に保管し、海外の製造者に返却するための準備を整えている。

(3) 再発防止の措置

アマゾンジャパン合同会社では、下記の措置をとることとした。

- ・ システムに様々なキーワードを登録することなどにより、製品及びトリチウムを使用した類似製品の販売を自動的に検知し、販売を停止する仕組みを導入。

- ・ 同社が納入業者及び出品者に対して出品等を禁止する商品を示している禁止商品規約において、放射線障害防止法の規制対象となる放射性同位元素を使用した製品を明示。

(4) 製品回収の継続的取組

製品が1個誤って廃棄されたことから、当該製品を所有又は発見した者に対しては、製品が破損しないように安全な場所に保管した上で、下記の連絡先まで連絡するよう、呼びかけを実施。

- ・ アマゾンジャパン合同会社（製品の回収に関すること）
電話 0120-999-373（カスタマーサービス）
- ・ 原子力規制庁長官官房放射線規制部門（放射線障害防止法の規制に関すること）
電話 03-5114-2155（直通）

案件2 アマゾン出品者SHOP翔における放射性同位元素の無届販売

(1) 製品

トリチウムコンパス「カメンガ・トリチウムコンパス3H」（以下この案件において「製品」という。）。下限数量を超える放射性同位元素（トリチウム4.44ギガベクレル）を含む。



図2 トリチウムコンパス「カメンガ・トリチウムコンパス3H」

(2) 製品の状況

製品1個を1名に販売したが、既に回収及び海外の製造者への返却を完了し

ている。未販売の在庫はなし。

(3) 再発防止の措置

SHOP翔では、下記の措置をとることとした。

- ・ 違法な製品の取扱いを認めないとしているアマゾンの禁止商品規約を遵守。

2. 販売された製品の人体への影響

製品による人体への影響について、以下のとおり確認した。

① 外部被ばくについて

トリチウムから放射される放射線は透過性及びエネルギーの低いベータ線であるため容器を透過しないこと、トリチウムは製品中に密封されていることから、製品の使用に伴い製品が発する放射線が人体の内部にまで達して影響を与えることは考えにくい。

仮に、胸部に密接した状態で継続的に製品を使用したとしても、外部被ばくの影響はほとんどない。そのため、2つの案件とも、製品の使用に伴う外部被ばくによる人体への影響はほとんどないと考えられる。

② 内部被ばくについて

密封容器が破損した場合でも、気体状であるトリチウムは直ちに拡散することになるが、仮に案件1の製品の使用者が同製品中のトリチウムガスを全量吸入摂取したとしても、実効線量係数（トリチウムでは1ベクレル当たり 1.8×10^{-12} ミリシーベルト）を考慮すると、被ばく線量は0.02ミリシーベルトであり、内部被ばくによる人体への影響はほとんどないと考えられる。

案件2の製品については、塗料としてトリチウムを使用しているため、内部被ばくが起こることは考えにくい。